



スマイルプランナーになろう！

3月から始まったスマイルプランナー制度。様々な分野で活躍している本市のファンや「これから何かやってみたいな」と考えている新しいファンの人たち、そして市とが、思いや情報を共有し、連携することができる制度です。みなさん、ぜひ登録してください。

◎**対象** 自分の意思と責任で活動できる人であれば、個人や団体・グループに限らず、企業や事業所単位でも登録できます。居住地や所在地が市内になくても構いません。

※個人登録と団体登録の2種類があり、重複して登録もできます。

◎登録方法

シティセールス課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所、各公民館等に備え付けの申請書に必要事項を記入し提出（郵送、FAXでも可）

※「登録の手引き」および申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

※詳しくは広報3月1日号、または市ホームページをご覧ください。

／ できることから始めませんか？ ／



藤田市長も登録！

市のイメージカラーである『オレンジ』のネクタイを着用し、魅力の発信に努めます。

〈問い合わせ・登録先〉〒756-8601 山陽小野田市役所
シティセールス課「スマイルプランナー担当者 宛」(☎ 82-1241 FAX 83-2604)



平成31年度交通災害共済

交通事故に遭われた人に対して、その会費から見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。

◎対象

市内在住で、住民基本台帳に記載されている人(その家族で学生の場合は市外在住でも可)

◎掛金

- 中学生以下および70歳以上 300円
 - 上記以外 500円
- ※1人1口、中途加入の場合も同額です。

◎補償額

- 死亡 1,000,000円
- 傷害 7,000～230,000円

◎共済期間

4月1日～平成32年3月31日
※中途加入の場合、申込日の翌日からとなります。

◎申込方法

市民生活課、山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所に備え付けの申込書に記入し、取扱金融機関に掛金を添えて提出

※申込書は、取扱金融機関にも備え付けています。

※ATMは利用できません。

◎取扱金融機関

山口銀行、西京銀行、ゆうちょ銀行・郵便局(中国5県のみ)、山口宇部農業協同組合



〈問い合わせ先〉市民生活課 / 市役所本庁1階 (☎ 82-1133)